

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

米国財務省及び IRS によるデジタル資産報告規則案の発表

デロイト トーマツ税理士法人 US デスク

2023 年 9 月 13 日号

2023 年 8 月 25 日に米国財務省及び米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は、2021 年インフラ投資・雇用法（Infrastructure Investment and Jobs Act）により内国歳入法に追加されたデジタル資産報告要件を含む[財務省規則案（REG-122793-19）](#)（[米国財務省ウェブサイト（英語、PDF）](#)）を発表した。本規則案「Gross Proceeds and Basis Reporting by Brokers and Determination of Amount Realized and Basis for Digital Asset Transactions」（デジタル資産取引のブローカーによる総収入額及び調整後税務基準額の報告、並びに実現金額及び税務基準額の判定）は、内国歳入法 6045 条を中心とした情報報告に関する規則について、証券や他の金融商品のブローカーと同様に、デジタル資産取引のブローカーにも適用させることを目的としている。本規則案では、ブローカーの定義や、ブローカーによる新たな様式 1099-DA での報告義務など、これまで疑問視されてきたデジタル資産に関する様々な問題をカバーしている。

1. 概要

米国の納税者はデジタル資産の売却時の利益及び損失を申告する必要があるが、損益の計算は困難で費用がかかることが懸念されている。本規則案では、ブローカーにより、新たな様式 1099-DA を顧客に提供することにより、顧客が税務申告書を作成するために必要な情報を入手できるようにし、デジタル資産の情報報告におけるコンプライアンスの改善を目指している。

2025 年 1 月 1 日以降、ブローカーによるデジタル資産の売却又は交換が発生した場合は、その総収入額について、様式 1099-DA によりブローカーから IRS 及び顧客への情報報告が必要となる。なお、様式 1099-DA は現段階では未公表である。

また、2026 年 1 月 1 日以降、特定の状況においては、上記の報告に加え、調整後税務基準額（Adjusted Basis）の情報報告が必要となる。

本規則案に関するパブリックコメントの期限は 2023 年 10 月 30 日まで、[米国連邦政府機関ウェブサイト](#)（サイト上で IRS 及び REG-122793-19 を指定すること）において書面により受け付けている。その後、2023 年 11 月 7 日に公聴会が予定されている。

2. ブローカーの定義

デジタル資産について報告義務を有するブローカーは、中央集権型取引所若しくは分散型取引所を通じて事業を行うかにかかわらず、以下が含まれる：

- カストディ（ホスト型ウォレット）サービスも提供するデジタル資産取引プラットフォーム
- 自己管理型取引プラットフォームの事業者（自動実行契約又はプロトコルを通じて取引を行うプラットフォームを含む）
- デジタル資産決済代行会社
- デジタル資産向けキオスクの事業者及び所有者

なお、以下はブローカーから除外される：

- デジタル資産を対価として受け取る商品又はサービスの販売業者
- 分散型台帳取引の認証事業を専業として行う個人や事業体
- ハードウェアの販売事業又はソフトウェアの使用許諾事業を専業として行う個人や事業体

従来の内国歳入法 6045 条には、複数ブローカーが介在する場合、一部の仲介者はブローカーとみなされない例外規則があるが、デジタル資産取引のブローカーは当該例外に含まれないこととなった。並びに米国外債務に関して、顧客ではなくブローカーのステータスにより推定ルールが適用されることとなった。

3. 報告対象資産

報告対象となる資産には、暗号的に安全性が保証された分散型台帳（又は類似の技術）上に記録された価値のデジタル表現、特に非代替性トークン（Non-Fungible Token：NFT）及びステーブルコインが含まれる。報告対象外の資産には、デジタル形式の不換通貨（例：インターネット経由でアクセスする、銀行又は決済代行会社の口座にある資金）、及び閉鎖されたシステムでのみ存在する資産（例：ビデオゲームのトークン）が含まれる。

4. 報告事項

ブローカーは、2025 年 1 月 1 日以降のデジタル資産の売却若しくは交換に関わる以下の情報を、様式 1099-DA において報告することが義務付けられる。：

- 顧客の氏名（名称）、住所、納税者番号
- 売却されたデジタル資産の名称及び口数
- 売却日時
- 総収入額（配分可能デジタル資産取引費用の減額後）
- 売却と関連する取引 ID
- 売却と関連するデジタル資産の移管元であるデジタル資産アドレス
- 売却がキャッシュ・ストアバリュー・カード（プリペイドカードなど）で行われたか、又はサービスないし他の資産との交換であったか
- 様式で求められるその他の情報を、様式又はインストラクションで義務付けられた方法及び部数で提出

また、2026 年 1 月 1 日以降の Covered Securities（2023 年 1 月 1 日以降に取得されたデジタル資産が該当する）の売却については、調整後税務基準額、購入日時、及び損益が長期的であるか短期的であるかも報告する義務がある、とされている。

おわりに

本規則案において、デジタル資産取引のブローカーによる報告の導入は 2025 年 1 月 1 日とされているが、実際の導入日は更に後となるのではないかと推測する。しかし、規則が整備され、導入が決定された場合、報告対象となるブローカーは報告に必要な情報の追跡、IRS に報告するためのシステムとプロセスの構築等大きく影響が及ぶことが予想されるため、引き続き動向に留意していきたい。

なお、本規則案は、米国の規則案であり、対象となるブローカーは、(1) U.S. Digital Asset Broker¹、(2) CFC Digital Asset Broker²、(3) Non-U.S. Digital Asset Broker³に区分され、対応事項が異なる。日本で活動するデジタル資産取引ブローカーは、多くの場合(3)に該当し、米国内での取引でなければ報告は原則免除されることとなる。ただし、米国では昨年 OECD が公表した CARF（Crypt-Asset Reporting Framework）の導入を予定しており、当該規則案も順次改正され、対象の範囲も拡大されることが想定される。また、FATCA 制度への組み込みの可能性もあることから、日本の事業者も今後の動向には注視されたい。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

1 U.S. Digital Asset Broker: CFC（Controlled Foreign Corporation）以外の U.S. Payor 又は U.S. Middleman で、他者の為にデジタル資産を売買する者を指し、一般的には米国で設立された法人、パートナーシップ、トラスト、米国居住者である個人等の U.S. Person が該当する。

2 CFC Digital Asset Broker: 一般的には U.S. Person が支配権を有する米国外の事業体で、他者の為にデジタル資産を売買する者。

3 Non-U.S. Digital Asset Broker：U.S. Person 以外の Payor 又は Middleman で、他者の為にデジタル資産を売買する者。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohmatu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
Email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人 および デロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数数を指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、パノコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

